

iDeCoにご加入の皆様へ

最終更新日：2023年6月

現在iDeCoにご加入の方は、企業型DC加入に伴い、ご自身の状況に応じて、お手続きが必要です。

iDeCoの積立を

継続する

※1～4

必要な書類

A

B

or
A'

次の方は企業型DCとiDeCoの同時加入はできません。
 【1】企業型DCでマッチング拠出を選択している方
 【2】企業型DCの掛金が各月の拠出限度額の範囲内
 で毎月拠出となっていない方
 詳細は次ページをご確認ください。

継続しない

iDeCo資産を
企業型DCへ移す

必要な書類

C

D

iDeCo資産は
そのまま

※4

必要な書類

C

No.	手続き	提出する書類	書類の入手先（提出先）	提出期限（目安）
A	加入状況 変更	加入者他年金（企業年金等） 加入状況等変更届 ※企業型 DC の新規導入等	加入しているiDeCoの運営管理機関	～企業型DC 加入月初旬
A'		加入者登録事業所変更届 ※他の会社から転職した場合		
B		事業所登録申請書 兼 第2号 加入者に係る事業主の証明書		
C	資格喪失	加入者資格喪失届	現在の勤務先のDC担当部署	特になし (資産を移換したい タイミングで提出)
D	資産移換	個人別管理資産移換依頼書		

- ※1 企業型DC加入月以降、iDeCoの加入資格がないにもかかわらずiDeCoの拠出を行っていた場合、また拠出限度額を超えて拠出した場合、還付が発生する可能性があります。提出期限までに不備のない状態で到着するよう郵送してください。
- ※2 現在加入しているiDeCoの掛金が毎月払いでない方は、「A」「B」2つの帳票に加え、加入しているiDeCoの運営管理機関に「加入者月額掛金額登録・変更届」の届出が必要です。企業型 DC の新規導入等の場合、企業型DCの加入者となる2ヵ月前までに、「加入者掛金額変更届」と「加入者月額掛金額登録・変更届」を提出し、企業型DCの加入者となった後に、「A」「B」を提出してください。
- ※3 iDeCoの積立を継続したまま、iDeCoの資産を企業型DCへ資産を移換することも可能です。この場合、現在の勤務先のDC担当部署に「個人別管理資産移換依頼書（個人型加入者資格継続用）」の提出が必要です。
- ※4 その他、加入しているiDeCoの氏名、住所や掛金の金額変更等を行う際にも、加入しているiDeCoの運営管理機関にそれぞれ所定の届出が必要です。なお「加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届」「加入者登録事業所変更届」で企業年金制度等の加入状況の変更とあわせて掛金額の変更を行うことが可能です。
- ✓ 企業型DC、国民年金基金連合会（自動移換）、DB（確定給付企業年金）、企業年金連合会（通算企業年金）からの移換手続きについては、別途「企業型確定拠出年金（DC）ご加入にあたってのお手続き」をご確認ください。

iDeCo資産移換の検討ポイント

	メリット	デメリット
企業型DCへ移換する (iDeCoの積立は継続しない)	・ iDeCoの手数料が不要	・ 移換に伴うコストが発生する場合あり →iDeCoの運営管理機関（金融機関）にご確認ください。 ・ iDeCoの商品で運用ができない。
企業型DCへ移換しない (iDeCoの積立有無問わず)	・ iDeCoの商品で運用が可能 ・ 「資産移換」の手続きが不要	・ iDeCoの手数料が必要（継続的に負担） ・ それぞれの制度で受給手続き及び受給時手数料が必要

iDeCoの積立を停止する

C

加入者資格喪失届

- iDeCoに積立をしている方が、**積立を停止**するための書類です。
- 加入しているiDeCoの**運営管理機関（金融機関）**にご**自身**でお申し出いただき、お手続きください。
- なお、iDeCoの口座を保有していても積立をしていない場合、本手続きは不要です。

加入者資格喪失届

事務処理
センター用

拠

国民年金基金連合会

届書コード	身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
05021	

基礎年金番号	氏名	生年	年	月	日	性別
	フリガナ	5:昭和				1:男
		7:平成				2:女

住	所
フリガナ	
〒	連絡先電話番号（ - - ）
都 道 府 県	市 区 町 村

喪失理由

資格喪失

01: 日本国内に住所を有しなくなったため

03: 01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため

04: 運用指図者となるため

05: 国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため

15: 農業者年金の被保険者となったため

16: 任意加入被保険者ではなくなったため

17: マッチング拠出を選択したため

18: 企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため

21: iDeCoの老齢給付金受給権者となるため
（iDeCoの老齢給付金を請求するため）

22: 公的年金の受給権者となったため
（公的年金を繰上げ請求した場合を含む）

02: 第3号被保険者となったため

06: 国家公務員共済組合の長期組合員となったため

07: 地方公務員等共済組合の長期組合員となったため

08: 私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため

09: 確定給付企業年金制度の加入者となったため

10: 厚生年金基金の加入者となったため

11: 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため

13: 企業型確定拠出年金の加入者となったため

※喪失理由02, 06, 07, 08, 09, 10, 11は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限り、喪失理由13は、理由が起きた年月日が令和4年9月30日以前である場合に限り、適用されます。

番号	理由が起きた年月日
	7:平成 年 月 日
	9:令和 年 月 日

資格喪失番号

04または17（※）

04の場合 記入不要

17の場合 「加入者資格喪失届」を提出する日

（※）企業型DCのマッチング拠出とiDeCoを併用することはできません。

留意事項

- 加入者資格喪失届の提出により積立を停止するスケジュールは、加入しているiDeCoの運営管理機関によって異なる場合があります。詳細はiDeCoに加入している金融機関にお問い合わせください。
- iDeCoの加入資格がない※1にもかかわらずiDeCoの拠出を行っていた場合、**還付が発生する※2事があります。**
- iDeCoの資格喪失手続きを余裕をもって行った場合、iDeCoの掛金を最大まで拠出することができない場合があります。**（所得控除のメリットを最大限に受けられない場合があります）**

※1 事業主掛金が月50,000円超（他の企業年金制度に加入している場合は月22,500円超）の場合や企業型DCでマッチング拠出を利用している場合等。

※2 掛金の還付が発生すると、還付手数料として国民年金基金連合会の手数料（1,048円〔税込〕）のほか、事務委託先金融機関の手数料（りそね銀行の場合440円〔税込〕）が還付の都度がかかります。

iDeCo等の資産を企業型DCへ移換する

D 個人別管理資産移換依頼書

- iDeCoや前職で加入していた企業型DC等の口座をお持ちの方が、DC口座の積立資産を現在の勤務先の企業型DCに移換する場合、必要な書類です。

確定拠出年金 個人別管理資産移換依頼書

記入日 20 年 月 日

日本インスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 御中 【略称：JIS&T（ジス・アンド・ティ）】

私は、裏面の留意事項を確認し、以下の通り、他の確定拠出年金における個人別管理資産を移換することを依頼します。

氏名

【個人別管理資産の移換手続きガイド】の記入例をご覧いただきながら、以下の内容を漏れなく正確にご記入ください。記入漏れや、記入された内容に誤りがあると、移換のお手続きが正しく行えません。

① 移換先確定拠出年金に関する内容（現在のお勤め先で加入されている企業型確定拠出年金の内容をご記入ください。）

① 現在のお勤め先で加入されている企業型確定拠出年金の「契約番号」と「契約名」をご記入ください。

契約番号

契約名（例：〇〇〇〇企業型年金規約）

② 現在のお勤め先で加入されている企業型確定拠出年金でのあなた様の「加入者口座番号」をご記入ください。

加入者口座番号

「加入者口座番号」がご不明な場合は、A・Bのいずれかを記入してください。

A 企業番号 従業員番号

B 基礎年金番号

②から①へ資産移換します。

② 移換元確定拠出年金に関する内容（移換したい資産をこれまで積み立てていた確定拠出年金の内容をご記入ください。）

③ 移換元確定拠出年金の種類を選択し、□に“✓”をご記入ください（必ず“1つだけ”選択してください）。

移換元確定拠出年金の種類

□ 1. 企業型確定拠出年金 □ 2. 個人型確定拠出年金（iDeCo） □ 3. 国民年金基金連合会（自動移換された資産）

④ 【③で「1. 企業型確定拠出年金」または「2. 個人型確定拠出年金（iDeCo）」に“✓”をされた方のみ】

移換元確定拠出年金の加入記録を管理していた記録関連運営管理機関（運用関連運営管理機関（金融機関等）とは異なります）を選択し、□に“✓”をご記入ください（以下の4つから、必ず“1つだけ”選択してください）。

記録関連運営管理機関の名称

□ 1. 日本インスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株）（JIS&T）

□ 2. 日本レコード・キーピング・ネットワーク（株）（NRK）

□ 3. 損保ジャパンDC証券（株）

□ 4. SBIベネフィット・システムズ（株）（SBI）

※記録関連運営管理機関の住所は、厚生労働省の公示する「運営管理機関登録業者一覧」の通り。

⑤ 【③で「1. 企業型確定拠出年金」に“✓”をされた方のみ】

移換元確定拠出年金を実施されていた企業（前にお勤めであった企業）の名称と住所をご記入ください。

企業の名称（例：△△△株式会社）

企業の住所

《JIS&T使用欄》 ◆ No.0250100 20.04

処理区分 □ 2変更 □ 3取消

積換受換区分 □ 0積換受換なし □ 1積換受換あり

照会

※裏面も必ずご確認ください。

② 今まで加入されていたDCの内容を記入

積立資産（移換金）の配分指定についての留意事項

- 移換金の入金日の3営業日前までに「定時拠出分の配分指定」をしている場合は、その内容で積立資産が配分されます。
- 移換金の入金日の3営業日前17:30までに「定時拠出分の配分指定」をしていない場合、未指図資産として管理され、運用されませんので、配分指定を行ってください。
- 「定時拠出分の配分指定」をしていない場合、指定運用方法を設定済の事業所においては、一定の期日経過後、指定運用方法に配分されます。（設定の有無については、現在の勤務先のDC担当部署（人事部・総務部等）にご確認ください。）